主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人倉田雅充の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、被告人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四 〇五条の上告理由にあたらない。

なお、所論にかんがみ、職権で記録を精査したが、本件各犯行はすべて被告人の 単独犯行であるとした原判決の認定は、正当である。

よつて、刑訴法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官筧榮一 公判出席

昭和五三年四月一七日

最高裁判所第一小法廷

_	盛		岸	裁判長裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	ব	裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		山	本	裁判官